等負担金等算出表」中「２．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「２．負担金内訳　(3)後期高齢者支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「２．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.05986785

19～23　［略］

九　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 3.884 ＋ C × 10.457）／ A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　居宅介護サービス等受給者数

C　施設介護サービス受給者数

算式イ

B × 0.070 ／ A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　所得段階別第１号被保険者数における、第１段階被保険者数に 1.00 を乗じて得た数、第２段階被保険者数に 1.25 を乗じて得た数及び第３段階被保険者数に 0.25 を乗じて得た数（それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数

２　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によつて令和二年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型

訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「２．負担金内訳　(3)後期高齢者支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「２．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.04153028

18～22　［同上］

十　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

１　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 4.013 ＋ C × 10.755）／ A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　居宅介護サービス等受給者数

C　施設介護サービス受給者数

２　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告」という。）によつて平成三十一年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型（介